

指定障害福祉サービス事業者の行政処分等について

市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項第3号及び第5号の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消すことを決定しました。

記

1 事業者の名称等

株式会社アーネスト
代表取締役 水野 聡

2 処分の対象となる事業所名等

(1) 事業所名

アーネストキャリア八王子

(2) 所在地

八王子市横山町6-9 丸多屋ビル203号室

(3) サービス種別

就労移行支援

3 処分内容

指定の取消し

4 指定取消日

令和3年（2021年）4月30日（指定取消決定日）

令和3年（2021年）5月31日（指定取消効力発生日）

5 処分理由

(1) 人員配置基準違反（法第50条第1項第3号に該当）

① 平成31年（2019年）2月から令和元年（2019年）5月まで、届出したサービス管理責任者を実際に配置していなかった。

② ①の届出したサービス管理責任者は指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）一口の規定する経過措置による平成

31年（2019年）3月までの所定の研修を修了せず、平成31年（2019年）4月以降はサービス管理責任者としての要件を満たしていなかった。

(2) 訓練等給付費の不正請求（法第50号第1項第5号に該当）

ア 個別支援計画未作成減算

- ① サービス管理責任者を事業所に配置しておらず、適切に個別支援計画を作成していなかったにもかかわらず、平成31年（2019年）2月から令和元年（2019年）5月まで、当該減算を行っていない。
- ② 令和元年（2019年）6月については、平成31年（2019年）2月から継続して適切に個別支援計画を作成しておらず、減算が適用される月から連続して3月以上の月に該当するため、所定単位数の100分の50を算定しなければならないところ、所定単位数の100分の70を算定している。

イ サービス管理責任者欠如減算

サービス管理責任者の人員が指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、当該事実の発生した月の翌々月から当該事実が解消された月までサービス管理責任者欠如減算を適用しなければならない。訓練等給付費は、減算が適用される月（人員基準を満たさなくなった月の翌々月）から5月未満の月については、所定単位数の100分の70を、減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50を算定しなければならないが、平成31年（2019年）2月からサービス管理責任者を配置していない状態にあることを認識していたにもかかわらず、平成31年（2019年）4月から令和元年（2019年）7月まで当該減算を行っていない。

6 指定取消しに伴う返還予定額

1, 226, 584円（八王子市分のみ。加算額含む。）

<問い合わせ>

福祉部 障害者福祉課長 遠藤 電話042-620-7479